

ホットラインの運用

取組方針

洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの構築）

具体的な取組内容

洪水予報河川・水位周知河川の避難判断
水位情報等を担当者間で伝達

県民局担当者 → 市町村担当者
FAX & 電話

県民局建設部長から市町村長に直接
電話で情報提供

県民局建設部長 → 市町村長等
電話



県民局担当者 → 市町村担当者
FAX & 電話

避難等に関する判断の支援

避難勧告を判断する者が
河川の状況を的確に
把握できないリスク

連絡時期

各市町村ごとに最初の避難判断水位情報（※）を発令したときに**1回**連絡する。

ただし、避難判断水位情報を飛ばして氾濫危険水位情報（※）を発令した場合は、そのときに連絡する。

〔（※）洪水予報河川（笹ヶ瀬川（岡山市）、足守川（岡山市・倉敷市）では、避難判断水位情報→氾濫警戒情報、氾濫危険水位情報→氾濫危険情報と読み替える。〕

【趣旨】

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる避難判断水位に到達した時期に、ホットラインを実施するものである。

台風時等における中小河川では、市町村内の複数の河川で同時に急な水位上昇が発生する傾向にあり、**全ての水位情報の発令ごとにホットラインを実施すると絶え間なく電話することになり、情報提供の実効性を妨げるおそれがある。**

このため、最初の発令時にのみホットラインを実施し、情報提供及び今後の水位上昇への注意喚起をするものである。

対象河川

ホットライン連絡先一覧

県	市町村	対象河川 ※																							
		吉井川水系								旭川水系				高梁川水系		笹ヶ瀬川水系			倉敷川水系	里見川水系					
電話をする者 (建設部長)	電話を受ける者 (市町村長等)	吉井川	千町川・千町古川	千田川・千田川放水路・香登川	金剛川	八塔寺川	吉野川	梶並川	加茂川	宮川	滝川	旭川	砂川	宇甘川	備中川	高梁川	小田川	成羽川	笹ヶ瀬川	足守川	砂川	倉敷川	里見川		
備前県民局	岡山市		○									○	○	○					○	○	○	○			
	玉野市																								
	備前市				○	○																			
	瀬戸内市		○	○																					
	赤磐市	○											○												
	和気町	○			○	○	○																		
	吉備中央町														○										
備中県民局	倉敷市																			○			○	○	
	笠岡市																	○							
	井原市																	○							
	総社市																○								
	高梁市															○		○							
	新見市															○									
	浅口市																							○	
	早島町																						○	○	
	里庄町																							○	○
	矢掛町																	○							
福山市																	○								
美作県民局	津山市	○								○	○														
	真庭市											○			○										
	美作市							○	○			○													
	新庄村																								
	鏡野町																								
	勝央町							○	○																
	奈義町											○													
	西粟倉村																								
	久米南町																								
美咲町	○																								

※今後、洪水予報河川・水位周知河川や洪水浸水想定区域が拡大した場合には、対象市町村も拡大する。
 ※足守川については、水防計画書の洪水予報伝達系統図に基づき、備前県民局から倉敷市に伝達する。

情報提供する内容

避難勧告に係る情報を提供する。

〇〇川は、〇時〇分に、〇〇水位観測所地点で、避難判断水位〇〇mに達しました。

【必要に応じて、以下も補足説明。】

避難判断水位は、市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位です。

今後、他の河川も含めて更なる水位上昇の可能性があります。

その場合、水位に係る情報を県民局担当者から市町村担当者にFAX等で連絡するので、注視してください。

市町村内の体制構築

各市町村は、市町村長等がホットラインにより情報を受けた後の、市町村内の情報伝達ルートを構築すること。

スケジュール

- 5月14日 **ホットラインの運用開始**
 (水防協議会)

- 6月 6日 **ホットラインの実施訓練**
 (県の水害特別防災訓練の機会を活用)

県管理河川の洪水被害に対し、氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、逃げ遅れによる人的被害及び社会経済被害の最小化を目指す！